

平成 28 年度第 3 四半期の「保険金・給付金のお支払い状況」について

平成 29 年 2 月 28 日

ソニー生命保険株式会社

平成 28 年度第 3 四半期(平成 28 年 10 月～平成 28 年 12 月)のお支払いの件数、および支払査定の結果、お支払いに該当しないと判断した件数は、以下のとおりです。

保険金等のお支払い件数、お支払い非該当件数および内訳

平成 28 年度第 3 四半期(平成 28 年 10 月～平成 28 年 12 月)

(単位:件)

	保険金					給付金						合計
	死亡保険金	災害保険金	高度障害保険金	その他	合計	死亡給付金	入院給付金	手術給付金	障害給付金	その他	合計	
お支払い非該当	詐欺取消	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	不法取得目的無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	告知義務違反解除	3	0	0	2	5	0	46	30	0	2	78
	重大事由解除	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	免責事由該当	23	2	0	0	25	4	8	3	0	0	15
	支払事由非該当	0	0	21	1	22	0	33	2,893	4	6	2,936
	その他	0	0	0	0	0	0	3	3	0	8	14
お支払い非該当件数合計	26	2	21	3	52	4	90	2,929	4	16	3,043	
お支払い件数合計	1,416	7	73	694	2,190	724	33,818	22,187	13	3,106	59,848	

がん給付責任開始期前のがん診断による無効、時効による非該当の分類区分

*上記件数については生命保険協会策定の基準に則ってお支払い件数、お支払い非該当件数を計上しております。

【用語の説明】

詐欺取消	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合に、ご契約を取消とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的無効	保険金・給付金等を不法に取得する目的で保険契約にご加入等された場合に、ご契約を無効とするものです。この場合、払い込まれた保険料は払い戻しいたしません。
告知義務違反解除	保険契約のご加入等に際して、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、告知していただいた内容が事実と相違していた場合等に、ご契約を解除するものです。
重大事由解除	保険金・給付金等の請求時に関する詐欺行為があった場合や、他の生命保険契約の重複により、給付金等の合計額が著しく過大で保険制度の目的に反するおそれがある場合に、ご契約を解除するものです。
免責事由該当	保険約款所定の年数以内の被保険者の自殺や、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による事故等、ご請求内容が、保険約款で定める免責事由に該当する場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。
支払事由非該当	保険約款に定める所定の要件に該当しない障害状態について高度障害保険金をご請求いただいた場合や、保障対象外の手術について給付金をご請求いただいた場合等、ご請求内容が、保険約款で定める支払事由に該当しない場合は、保険金・給付金等をお支払いいたしません。

四半期ごとの時系列推移表

	平成 27 年度				平成 28 年度		
	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期	第 4 四半期	第 1 四半期	第 2 四半期	第 3 四半期
お支払い件数合計	59,249 件	60,380 件	62,614 件	62,233 件	60,995 件	62,166 件	62,038 件
お支払い非該当件数合計	2,968 件	3,080 件	3,283 件	3,052 件	3,021 件	3,089 件	3,095 件

お支払いに該当しないと判断した具体的事例(平成 28 年度第 3 四半期)

お支払い非該当理由	種類	事案例(概要)
支払事由に非該当	高度障害年金	<p>被保険者は、網膜色素変性症により矯正視力が 0.01 に低下し、回復の見込みがないとして、高度障害年金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求の際に提出いただいた診断書の初診日が契約日以前であったため事実の確認を行ったところ、ご契約以前に網膜色素変性症の診断をされていたことが判明いたしました。</p> <p>このため、高度障害年金の支払事由である「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因として保険期間中に高度障害状態になったとき」に該当しないことから、高度障害年金はお支払いいたしませんでした。</p>
免責事由に該当	災害入院初期給付金 災害入院給付金 手術給付金 入院時手術給付金	<p>被保険者は、大型自動二輪車を運転中に自動車と衝突し受傷されたことにより、入院し手術を受けられたとして、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金、入院時手術給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、ご請求時にご提出いただいた書類では大型自動二輪車の運転資格はないとの申告であったため、事実の確認を行ったところ、無資格運転であったことが判明いたしました。</p> <p>このため、災害入院初期給付金、災害入院給付金、手術給付金、入院時手術給付金の免責事由である「被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故」に該当することから、前記 4 種類の給付金はお支払いいたしませんでした。</p>
無効(その他)	がん診断給付金 がん入院給付金 退院後療養給付金 がん手術給付金 がん診断給付金	<p>被保険者は、右乳癌により入院し手術を受けられたとして、がん診断給付金、がん入院給付金、退院後療養給付金、がん手術給付金、がん診断給付金をご請求されました。</p> <p>しかしながら、事実の確認を行ったところ、がん給付の責任開始期の前日までに乳癌と診断確定されていたことが判明したため、がん保険は無効()とし、前記 5 種類の給付金はお支払いいたしませんでした。</p> <p>被保険者が告知以前または告知の時からがん給付の責任開始期の前日までに、がんと診断確定されていた場合には、保険契約は無効となります。</p>

以上